

## 補助対象経費から利益を排除した金額で補助金申込・交付申請額を報告する方法について

本補助金制度において以下の場合、それぞれ補助対象経費から利益を排除した金額で補助金申込・交付申請額を計算して報告しなければなりません。

補助事業完了報告書等の提出の際には、「利益排除申立書」原本の添付が必須となります。

1. 申請者が自社または100%資本関係のある会社で設置工事を行う場合
2. 申請者が100%資本関係のある会社から補助対象システムを購入する場合

### 1. 申請者が自社または100%資本関係のある会社で設置工事を行う場合

(1) 原価計算に基づき利益排除した旨の申立書を添付する。(見本①-1または①-2参照)  
原価計算による利益排除ができない場合、(2)又は(3)にその理由を記載する。

(2) 100%資本関係にある会社等との間で当該年度適用の利益率又は手数料等を取り決めている場合は、その率により利益排除した旨の申立書を添付する。(見本②参照)

(3) 当該年度直近の経常利益率(経常利益/売上高、小数点以下第2位を切り上げ(X.X%))で利益排除をした旨の申立書を添付する。(見本③参照)

ただし、決算上経常利益が赤字または0の場合は、利益排除の必要はありません。

※上記のいずれの方法によっても証明できない場合は、補助対象経費として計上できません

### 2. 申請者が100%資本関係のある会社から補助対象システムを購入する場合

(1) 100%資本関係のある会社が補助対象システムを購入した価格(メーカー等からの仕入価格)が、利益を排除した金額となり、補助金の額が利益を排除した旨の申立書を添付する。  
(見本④参照)

仕入価格による利益排除ができない場合、(2)にその理由を記載する。

(2) 当該年度直近の経常利益率(経常利益/売上高、小数点以下第2位を切り上げ(X.X%))で利益排除をした旨の申立書を添付する。(見本⑤参照)

ただし、決算上経常利益が赤字または0の場合は、利益排除の必要はありません。

※上記のいずれの方法によっても証明できない場合は、補助対象経費として計上できません